

第424回神奈川県最低賃金審議会
議事録

- 1 日時 令和5年3月3日(金)午前10時00分から午前10時42分まで
- 2 場所 横浜第2合同庁舎1階共用第1会議室
- 3 出席者
公益代表委員 赤羽 淳、石崎由希子、遠藤淳子、千葉景子
(欠席:盛 誠吾)

労働者代表委員 佐俣光男、佐藤信也、林克己、林典子、山川眞一

使用者代表委員 大竹准一、上谷公志郎、栗原敏郎、清水智華子、山本弘
- 4 議事
(1)令和4年度神奈川県最低賃金の周知及び支援状況について
(2)令和5年度特定最低賃金の改正等の申出に係る意向確認について

【事務局：監察監督官】

本日は、お忙しい中を御出席いただきありがとうございます。

それでは、本日の委員の出席状況を御報告させていただきます。

15名の委員のうち、14名の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に基づく定足数を満たし、本会議は有効に成立しておりますことを、御報告させていただきます。

なお、本日の審議会は公開となっておりますが、傍聴の希望者はいらっしゃいませんでした。それでは、会長代理よろしく願いいたします。

【会長代理】

皆さんおはようございます。ただ今から第424回神奈川地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日の議事録の確認は、

私と、

労働者側 林 克己委員

使用者側 上谷委員

よろしく願いします。

【会長代理】

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、最低賃金周知・支援状況等について事務局から説明をお願いします。

では、よろしく願いします。

【事務局：賃金室長】

はい、それでは今年度の取り組み状況について説明いたします。

お手元の資料の目次をごらんください。

取り組み状況につきましては、大きく4つ、1～4でございますが、これを事務局の私から説明申し上げ、5の景気動向につきましては、同じく事務局の吉田から説明申し上げます。

6につきましては、来年度の意向表明となりますので、後ほど労使委員の代表者からそれぞれご意見を頂戴したいと考えております。

それでは、資料1（1）のプレスリリースをお開きください。令和4年8月5日の、審議会長から局長へ神奈川県最低賃金の答申がなされた日に発表したものでございます。

御覧のとおり、改正された額、引揚額、引上率と過去4年間の状況を発表してございます。

次の資料1(2)のプレスリリースは、9月1日の神奈川県最低賃金改正の公示に合わせて8月29日に発表したもので、改正額に加え、業務改善助成金の案内も行っております。

8月5日と翌週の8月8日には報道の5社ほどから取材があり、その後日経ネット、神奈川新聞、日経新聞、毎日新聞、読売新聞、朝日新聞で報道されております。

8月29日の発表については、9月1日のTVKのテレビ放送で、県庁付近の映像と発表コメントが放送されております。

続きまして、資料2(1)をお開きください。

最低賃金改正の周知への取組みをとりまとめたもので、この中の項目2は、地方公共団体や使用者団体に対する最低賃金改正の周知依頼と掲載が確認されたものとなります。

県の欄に記載されている依頼1に対して掲載7というのは、異なる広報誌で掲載されたもの、例えば、資料2(4)①をお開きください、その1枚目と2枚目のように同じ県でも別の広報誌であれば、掲載としてはそれぞれ1とカウントしております。

市町村以下は複数の広報誌という例はありませんので、依頼1に対して掲載されれば掲載1となっております。

上から3つ目の関係団体というのは、労働局の関係団体ということで、主に災害防止団体ということになります。

その他団体というのは、地域の商工会とか商店街組合などの使用者団体や労働組合などでございます。このその他団体の掲載率があまりよくない状況です。

これらの周知依頼のタイミングとしましては、公示後できるだけ早くに掲載いただけるようにと、9月1日の公示と同日に各所に発送して依頼しております。

発送の内容物としましては、資料2(2)の周知依頼文と、次の資料2(3)の改正最低賃金額に中小企業の支援策である業務改善助成金の案内を含めた原稿例を併せて送っております。

2(2)の依頼文の中に、中段の「また」以降に、各地方公共団体が発注

している業務委託などに対して、最低賃金の引き上げに配慮していただき、契約金額見直しについて願っております。

資料2の(1)にお戻りください。

項目3のポスター、リーフレットの送付による周知依頼についてでございます。

あちこちに飛び、恐縮ですが資料3(1)をお開きください。

1枚目が、本省で作成している金額のところ以外は全国斉一となっているタレントさんを使ったポスターやリーフレットでございます。

1枚めくって次の2枚目、3枚目でございますのは、今年から神奈川労働局で独自に作成したリーフレットです。

これは、厚生労働省の本省から先ほどのタレントさんのポスターやリーフレットが送られて来るのが、8月に報道で大きく扱われてから3週間程度後になってしまいますので、報道後少しでも早く周知に努めるという趣旨から、神奈川労働局で作成し、9月の1週目には、その電子媒体と紙媒体を主な使用者団体中心に配布いたしましたものです。

後ほどお示しいたしますが、9月中に発行された一部広報誌にご利用いただいております。

資料3(1)の1枚目に戻りますが、この本省版のリーフレットと、次の3(2)「働き方改革支援センター」と(3)の「業務改善助成金の案内」を同封して、改めて、地方公共団体に、そして法務局や税務署などの行政機関、大学や専門学校などの教育機関、使用者団体、労働組合をはじめ、ショッピングセンターなどさまざまな団体等に送付し、周知への協力を依頼しました。

その数が、資料2(1)に戻りまして、項目3の送付数ということになります。

また、個別的な事業主に対する周知活動として、賃金室で行っている最低賃金減額特例許可を受けている事業主や過去5年間において最低賃金法違反のあった事業主に対しても同様に周知文と併せてリーフレットを送付しており、全体では約2000を超える場所に送付しました。

これら周知取組みの結果の内容については、2(4)①の資料をお開きください。これらが各地方公共団体などの広報誌での状況を一部抜粋したものとなります。

1枚目の県の広報は、タイミングとしては10月の効力発生日以降の掲載となっているようですが、3枚めくりまして、「勤労ふじさわ」は、一番上に「9月号」の記載がございますので、9月中に掲載されたものであると思われま。裏面に最低賃金改正額と中小企業支援の紹介を載せてくださっており、時期的には公示日と同時に発送した「原稿例」を活用してくださったものと思われま。

次の平塚も9月中、その次のあやせ商工会を飛ばしまして次の労務安全衛生かながわという災害防止団体も9月中に掲載していただきました。締め切りの都合上、9月中に発行する広報誌への掲載は大変だと思われまが、10月1日の効力発生ということにご配慮いただいているところであると思われま。

また、今飛ばしました「あやせ商工会」は当局作成のリーフレットを使用して載せていただいた例としておつけいたしました。

次の、資料2(4)の②は、インターネット上の各市町村のホームページに掲載されたうちの一部で、1枚目の秦野市と2枚目の三浦市とも、最低賃金の改正に加えて「業務改善助成金」の掲載もなされております。

また、資料につけてございませが、各労働基準監督署においても、例年、業界団体の会議や各種説明会等の機会を利用して、最低賃金制度の説明を行い、その履行確保に努めるとともに、各団体の出先で発行している広報誌に、改正最低賃金額や中小企業に対する支援を掲載しているところだ。

各労働基準監督署においての取り組み例としては、ポスターの掲示やリーフレットの配布を、各地域の使用者団体、労働団体、労働災害防止団体、駅、大規模病院、美術館や図書館などに行っております。

また、安全衛生部署と連携して労働災害防止の要請とともに最低賃金改正の周知を依頼しております。さらに、市の健康福祉部署と連携し、市が行う介護事業者(約1000事業場)へのメール一斉送信サービスを活用して広報を実施しております。

そのほかには、神奈川県を仰ぎ、

- ・ 広報 Twitter にて発信(10月4日)
- ・ 県庁内の電子掲示板に掲示
- ・ 県メールマガジン労働センターニュース9月号に掲載

など実施していただいております。

次に中小企業・小規模事業者への支援策の周知でございますが、先ほど申しましたように、まず、9月1日に最賃額改正周知の原稿例に組み込んでおります。

その後、本省版のリーフレットなどが来た9月22日頃に、資料3の(2)と(3)のリーフレットを最低賃金のリーフレットと同封し送りましたので、数としては先ほどの約2000箇所を送付してございます。

助成金のリーフレットの送付は、昨年が100程度でございますので、本年はその20倍の送付数となっております。

結果のほうでございますが、資料3(4)の①をお開きください。

上段の、働き方改革支援センターの利用については、やや減少という状況でございますが、業務改善助成金の申し込みは、下段の表にあるとおり、令和4年度の申請件数が298件で、3年度の合計数が195ということですので、1月末の時点ですでに大幅な増加となっております。

全国でも東京、大阪が約400件の申請、愛知が約370件、それに次いで300件前後の申請件数となっている状況で、この4府県の中での適用事業場数との比率でいえば、愛知に次いで2番目という状況です。

次に、資料3(4)の②をお開きください。月ごと、業種ごとの申請状況となります。

申請時期は、8月、9月の申請が多く、やはり最低賃金の引き上げ報道が広くなされた影響が出ているものと思われまます。

続きまして、資料4(1)をお開きください。

これは、本年の1月から新たに開始されたもので、インターネット上に「賃金引上げ特設ページ」を開設し、具体的な企業の取り組み事例や、メニューの2にありますように、地域や業種を入力するとそれに応じた年齢ごとの平均的な賃金額が検索できるような作りになってございます。

具体的には、次の資料4(2)をお開きください。

右上の下向き矢印のところをクリックするとプルダウンで都道府県を選択できますので、例えば神奈川を選んでいただくと、神奈川県全体の平均賃金額が表示されます。また、1枚おめくりいただくと、画面では下にスクロールする形ですが、同じくプルダウンから業種を選択できるようになってございます。そこで対象の業種を選択すると、神奈川県内の選択した業種の平均的な賃金額が表示されるというものです。

さらにスクロールすると、隣のページにあるような、職種での絞り込みもできます、また、パートさんなどの短時間労働者の平均的な賃金額も検索もできるというものとなっております。

この機能を使いまして、各人で自由に検索できるほか、各労働基準監督署におきましても、労働基準監督官が事業所に調査に赴く際に、対象事業所に適した情報を持参し提供しているところがございます。

資料4の(3)には、「業務改善助成金」をはじめ各種の中小規模事業者への支援策の一覧表をお付けいたしました。

1にある4つの助成金が賃金引き上げに関するものでございます。

最後になりますが、資料はございませんが、全国的に毎年1月から3月にかけて、労働基準監督署による最低賃金の履行確保を主眼とした監督指導が行われております。

対象につきましては、最低賃金に関する基礎調査及び賃金構造基本統計調査結果において、未満率または影響率が継続的に高い地域及び業種の事業場を重点的に、地域の実情を加味して選定しております。結果につきましては改めて次年度の審議会で御報告させていただきます。

私からは以上で、次の5番以降を監察官の吉田から説明いたします。

【事務局：監察監督官】

はい、5番の景気動向の指標ということでそのうちの2つ、企業の倒産件数については資料5の(1)にあります、東京商工リサーチの資料ということになりまして負債額1,000万円以上の企業の倒産件数を示しております。

グラフの軸で左側が全国と新型コロナ、これも全国ですが、右軸が神奈川県の数値ということになっております。

これを見ていただいたら分かるように、全国の方は倒産件数についてもやや高めの状況で一定数を示しています。神奈川の方も大体似たような傾向を示しております。

コロナは終息に向かっているのですが、結局借り入れ融資をしている関係もあってゼロゼロ融資の返済時期というのが、3年、5年の内の3年を選択した中小企業が多いということで、その関係で返せないということが明らかに分かって、借換え措置もあるということなのですが、今後も1000万円以上の倒産件数は増えて行くのではないかとというふうに予測されております。

次の5の(2)の方が就業地別有効求人倍率ということで、これは季節調整値というもので調整しているのですが、年によって労働日数、旗日の関係で日数が違ったりして、微妙な調整をしております。

最低賃金のAランクの6つの就業地別で上げていて、神奈川県の実地別を左側に掲載しております。これで、いきますと、有効求人倍率は神奈川の場合、2022年4月以降は1.0から0.05とか0.08と一定の形になっています。東京も全国も似たような、状況にあります。

愛知はずっと、1.0を上回っているのですが、このような形になっております。

実地と就業地別でどう違うかというのは、下の欄外のところに書いてあるのですが東京とか大阪、愛知の場合、本社がありますので求人をハローワークに出すということになると、どうしても実地の値が高くなるのですが、神奈川の場合は違ってまして、実地の方が低くなっているということです。

実態としては、就業場所における有効求人倍率というのは就業地別ということになりますので就業地別の方を見ていただければよろしいと思います。

私の説明は以上です。

【会長代理】

ありがとうございました。ただいまの説明について、質問、意見はございますか。

【労使委員】

質疑・意見なし。

【会長代理】

それでは続きまして、次の特定最低賃金の改正等の申出に係る意向確認について審議を行います。

まず、事務局から説明をお願いします。

【事務局：賃金室長】

それでは、御説明いたします。

最低賃金法第15条第1項により、特定最低賃金の改正等の申出は、労働者または使用者を代表するものが、都道府県労働局長に対し行うことができると定められております。

この申出は、例年おおむね7月を目途にお願いしているところでございま

すが、申出が予定されている業種につきましては、審議会提出資料作成のため、最低賃金に関する基礎調査を実施する必要があります。

そのため、前年度中に各特定最低賃金について改正等の申出の意向について、労使各側からご発言いただき、これを受けて次年度調査の用意をさせていただいているところです。特に業種のくくりの変更や、適用除外業務の変更につきましては、その変更内容を踏まえた上で、基礎調査を行う必要がありますので、この点も含めまして改正等の申出の意向表明をお願いしております。

次年度の意向表明書面につきましては、2月24日に御提出いただいております。資料の6にお付けしてございます。

以上でございます。

【会長代理】

ありがとうございます。それでは、令和5年度における特定最低賃金の改正等の申出に係る意向について、まず労側委員からお伺いしたいと思います。御発言をお願いします。

【労側委員：林委員】

おはようございます。労働側委員の代表の林です。よろしくお願いたします。

今、御説明がありましたとおり、中身としては、例年と同じ内容になっております。申出事項、対象業種など変更はございませんので、先ほどの御趣旨のとおり、調査関係ということで、意向表明をさせてもらいたいと思っております。

【会長代理】

はい、ありがとうございました。

それでは、使用者側から何かご発言等がありますか。

【使側委員：上谷委員】

経営者協会の上谷でございます。今、平本室長から書類を読み上げられたとおり、法律に基づいた手続きに則って粛々と進めるということですので、使用者側としてもその責任として応じていくということになるかと思っております。

地方最低賃金ではなくて、特定最低賃金は労使間の自主的な話合いという位置付けだと承知しておりまして、いろんな機会を通じて労使の間で色々な

ことを話し合っていくことは非常に重要なことだと思っております。

ただ、これまで特定最賃の特別小委員会に出席させていただいている中で結果的には毎回合意に至らず、という結論になっている訳ですね。毎年、意向表明、申し出がなされる中で、同じような根拠でもって、特定最低賃金の引上げをしたいとのお話があって、そのこのところは、去年と大きく事情が変わっているなら同じ理由であっても、議論の生じる余地があるかもしれませんが、同じ状況で同じ理由をもって合意に至らなかったものについては、また新たに合意に達するという事は少ないのではないかと思います。

今年度、実際に特別小委員会が4回開かれた訳ですが、業種によっては新しい観点からお話をさせていただきまして、私自身、勉強になったなど思った業種もあったのですが、正直言うと、申し訳ありませんが、そうでもないなど思うようなものもありました。

やる以上は、有意義な話し合いになればいいなと思っております。

ぜひ、よろしく願いいたします。

【会長代理】

はい、ありがとうございます。それでは、意向表明については、申出を受けて改めて審議したいと思えます。

事務局から何かありますか。

【賃金室長】

ただ今の労使委員のご意見を踏まえ、意向表明のございましたいずれの業種につきましても、次年度の最低賃金に関する基礎調査を実施することといたします。

以上でございます。

【会長代理】

それでは、最後の議題の（3）その他になりますが、何かありますか。

【事務室：賃金室長】

来年度の審議と事業場視察の日程についてでございますが、審議会につきましては、本年度は、7月初旬に1回目、8月の第1週に2回目の本審と専門部会の集中審議、8月の第1週の最後に3回目の本審を実施、8月22日に4回目の本審、12月に5回日本審、3月に6回目の本審という開催でございました。

9月までの期間は、なかなか変えることは難しいのですが、12月の本審

については、もう少し早めの10月末から11月中旬くらいに開催できるよう考えております。

また、事業場視察につきましては、昨年度は7月の実施となりましたが、来年度は6月も含め6月～7月の実施で考えたいと思います。

現時点の話ということになりますが、このスケジュール感につきまして、何かご意見はございますか。

以上です。

【会長代理】

ただいま事務局から話のありました日程につきまして、何か特にご意見ございますか。

【各委員】

〈質疑・意見なし〉

【会長代理】

では、よろしいでしょうか。

それでは、次年度はそのような日程で、事務局はよろしくお願ひします。

本日予定された議事は以上となりますが、他に事務局から何かございますか。

【事務局：監察監督官】

審議会の終了にあたり、西村労働局長より御挨拶申し上げます。

【局長】

一言、御礼の御挨拶を申し上げます。

本日は、委員の皆様におかれましては、年度末を迎えお忙しい中、御出席を賜り誠にありがとうございます。

また、皆様方におかれましては、この1年間、神奈川県最低賃金の改正審議並びに特定最低賃金の必要性の有無の審議等に御尽力いただきました。心より感謝申し上げます。

本日は、令和5年度における特定最低賃金改正の申出に係る意向の確認をさせていただくとともに、昨年10月1日に発効されました神奈川県最低賃金の周知に関する取組、履行確保に関する監督指導、さらに最低賃金の引き上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援策の実施状況について事務局から説明をさせていただきました。

今後とも、積極的に最低賃金制度の周知、遵守徹底や中小企業・小規模事業者に対する各種支援策の充実につきまして、全力を挙げて取り組んでまいり所存でございます。

令和5年度におきましても本審議会に対して地域別最低賃金の改正について諮問を行わせていただき、例年同様夏ごろに御審議をお願いすることを予定しております。

委員の皆様方におかれましては、来年度も本県の最低賃金につきまして、幅広い観点から御意見をいただくとともに、今後もそれぞれのお立場から引き続き御支援、御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

本年度一年間、本当にありがとうございました。

【会長代理】

ありがとうございました。それでは、これで第424回神奈川地方最低賃金審議会を閉会いたします。

皆様、一年間ありがとうございました。